

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について

(趣旨)

東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）から、令和2年5月15日付けで経済産業大臣宛てに託送供給約款の変更の認可申請があり、5月27日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 概要

扇島都市ガス供給株式会社（以下「OCGS」という。）は、令和2年4月より、東京ガス（東京地区等）の導管ネットワークに、OCGSが維持及び運用する新たな特定導管を接続した。

これに伴い、複数の小売事業者が、OCGSの特定導管を活用した東京ガスへの連結託送により、東京ガスエリア内（東京地区等）での都市ガス小売を開始している。

一方、東京ガス（導管部門）は、特定導管事業者であるOCGSに対し「事業者間精算費」を支払うことになるが、当該費用は、現在の東京ガスの託送供給料金原価には算入されていない。

今般、東京ガスは、当該事業者間精算費を託送供給料金原価に算入し、その結果、従量料金単価が増額するため、ガス事業法第48条に第2項の規定に基づき経済産業大臣宛に託送供給約款の変更認可申請を行った。

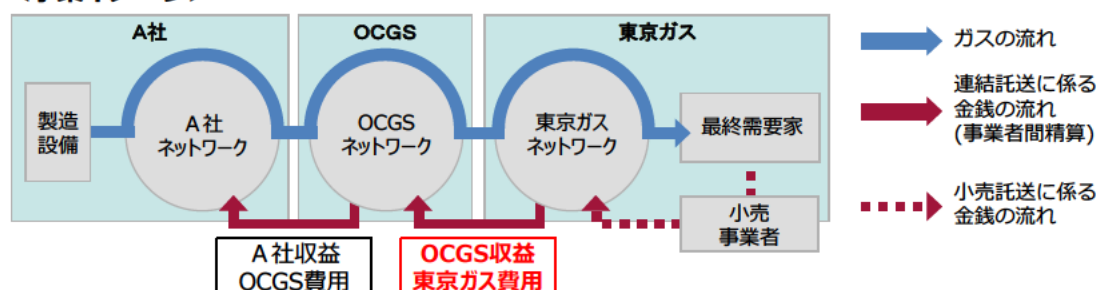
当該申請を受け、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき、経済産業大臣から意見の求めがあったため、委員会としては当該申請の認可について意見を回答することになる。

なお、当該申請における従量料金単価の改定は、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づき算定された変動額託送供給約款料金原価等を現行の小売託送料金へ反映する（いわゆる変分改定を行う）こととなる。

(参考：変分改定の概要)

- 変分改定とは、上流事業者の卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因によって託送料金を改定する場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、国が、改定後の事業者間精算額のみを審査する改定である。
- 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである。これにより、ガスの広域的な流通を促進することによって、①ガス小売事業者間の競争の活性化、②需要家選択肢の拡大等を図り、需要家の利益を最大化するものである。

<事業イメージ>



2. 変更認可申請の概要

申請者：東京瓦斯株式会社

申請日：令和2年5月15日（実施期日：令和2年8月1日）

申請内容：東京地区等における小売託送供給料金の従量料金単価について、1立方メートルにつき0.06円の増加。

資源エネルギー庁は、本変更認可申請について、5月18日から6月16日までの期間において、パブリックコメントを実施したが、意見の提出はなかった。

3. 料金算定概要及び審査

・算定内容：

ステップ1) 外生的な要因となる他のガス導管事業者（OCGS）が設定する事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガスを基に、「託送供給約款料金変動額」を算定。

ステップ2) 上記のステップ1で算定した「託送供給約款料金変動額」を「現行託送供給約款料金原価等」（変更前原価）に加えた額を、「変動額託送供給約款料金原価等」（変更後原価）として整理。

ステップ3) 当該変更後原価と想定需要から平均単価を求め小売託送料金を設定し、従量料金単価は、0.06円の単価増（改定率：0.29%）。

・審査結果： OCGSの事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量について、OCGSからの説明を通じて内容が合理的であることを確認するとともに、東京ガスの上記の算定内容について、東京ガスに説明を求め、事務局において審査したところ、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で小売託送料金へ反映している事を確認した。

また、本申請について、ガス事業法第48条第4項各号に定める認可の要件のいずれにも適合していると認められることを確認した。

（参考 料金改定の概要）

託送供給約款 料金変動額	現行託送供給約 款料金原価等 （変更前原価）	変動額託送供給 約款料金原価等 （変更後原価）	需要想定量	改定後 平均 単価	改定前 平均 単価	料金 改定額	単価 改定率
[千円・3年]	[千円・3年]	[千円・3年]	[千m ³ ・3年]	[円/m ³]	[円/m ³]	[円/m ³]	[%]
2,777,606	863,090,821	865,868,427	41,820,028	20.70	20.64	0.06	0.29

4. 経済産業大臣への回答について

上記審査結果を踏まえ、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可を行うことに異存はない旨、別添案のとおり経済産業大臣に回答することとしたい。

(案)

官 番 年	印 月	省	略 号 日
-------------	------------	---	-------------

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

令和2年5月27日付け20200515資第10号により、貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可について、認可することに異存はありません。

(参考条文)

●ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

(託送供給約款)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 (略)

4 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5～13 (略)

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取)

第一百七十七条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

一～六 (略)

七 第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

八～十二 (略)

2 (略)

●ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）

（変動額託送供給約款料金原価等の算定）

第十五条 一般ガス導管事業者は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項又は法第四十八条第一項、第二項、第六項若しくは第九項若しくは法第五十条第二項の規定により託送供給約款で設定した料金（以下「現行託送供給約款料金」という。）を次項の規定により算定する事業者間精算費及び事業者間精算収益の変動額（他の導管事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給（導管事業者が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に係る費用を導管事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下同じ。）及び想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下同じ。）の変更起因するもの）を基に変更しようとするときは、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額託送供給約款料金原価等を算定することができる。

2 前項の一般ガス導管事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る算定方法により整理した変動額（以下「特別変動額」という。）を算定し、様式第七第一表に整理しなければならない。

一 事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量等を基に、別表第一第一表（１）の規定により算定した事業者間精算費の額から別表第一第三表の規定により算定した事業者間精算収益の額を控除した額

二 現行託送供給約款料金を算定した際に別表第一第一表（１）の規定により算定された事業者間精算費の額から別表第一第三表の規定により算定した事業者間精算収益の額を控除した額

3 第一項の一般ガス導管事業者は、前項により算定した特別変動額を、託送供給約款料金変動額として整理しなければならない。

4 第一項の一般ガス導管事業者は、現行託送供給約款料金原価等に前項の託送供給約款料金変動額を加えた額を、変動額託送供給約款料金原価等として整理し、様式第七第二表に整理しなければならない。

●一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第7節 自助努力の及ばない費用の変動時における原価等の算定の特例

上記第1節から第6節までの規定にかかわらず、算定規則第15条第1項の規定により原価が算定され、申請されたときは、原価等の算定に関する審査については、算定規則第15条に定める方法に基づき適正に算定しているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

料金改定の内容

■ 小売託送：料金単価表（東京地区等）

1．標準託送供給料金（第 1 種）〔消費税抜き〕

				改訂前	改定後	値上額	
第 1 種	A 表	0m³から 20m³まで	定額基本料金	円/月、契約	345.00	345.00	-
			従量料金単価	円/m³	47.88	47.94	0.06
	B 表	20m³を超え 80m³まで	定額基本料金	円/月、契約	395.00	395.00	-
			従量料金単価	円/m³	45.38	45.44	0.06
	C 表	80m³を超え 200m³まで	定額基本料金	円/月、契約	801.40	801.40	-
			従量料金単価	円/m³	40.30	40.36	0.06
	D 表	200m³を超え 500m³まで	定額基本料金	円/月、契約	1,459.40	1,459.40	-
			従量料金単価	円/m³	37.01	37.07	0.06
	E 表	500m³を超え 800m³まで	定額基本料金	円/月、契約	2,329.40	2,329.40	-
			従量料金単価	円/m³	35.27	35.33	0.06
	F 表	800m³を超え る場合	定額基本料金	円/月、契約	6,953.40	6,953.40	-
			従量料金単価	円/m³	29.49	29.55	0.06

2．標準託送供給料金（第 2 種）〔消費税抜き〕

					改訂前	改定後	値上額
第 2 種	その 1	定額基本料金		円/月、契約	227,570.00	227,570.00	-
		流量基本料金		円/m ³	675.00	675.00	-
		従量料 金単価	その他期	円/m ³	1.30	1.36	0.06
			冬期	円/m ³	1.66	1.72	0.06
	その 2	定額基本料金		円/月、契約	105,840.00	105,840.00	-
		流量基本料金		円/m ³	675.00	675.00	-
		従量料 金単価	その他期	円/m ³	1.95	2.01	0.06
			冬期	円/m ³	2.44	2.50	0.06
	その 3	定額基本料金		円/月、契約	43,070.00	43,070.00	-
		流量基本料金		円/m ³	675.00	675.00	-
		従量料 金単価	その他期	円/m ³	3.35	3.41	0.06
			冬期	円/m ³	4.12	4.18	0.06

託送供給約款の変更の認可について

電力・ガス取引監視等委員会事務局

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について、ガス事業法第48条第4項の規定及び一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領に照らして審査する。

■ 事業者名 : 東京瓦斯株式会社

■ 事務局審査内容	
ガス事業法 第48条第4項 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。	
条文(抜粋)	審査結果
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。	今般の認可申請は、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づき、他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量により算定した託送供給約款料金変動額を小売託送料金へ反映していることから、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであると確認した。
二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額のみを小売託送料金に反映するものであり、託送供給を実質上拒絶しガス供給への参入を妨げるような料金その他の供給条件の設定を行うものではないことから、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないと確認した。
三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額による小売託送料金の単価増加分を東京地区における従量料金単価へ定額で反映していることから、料金が定率又は定額をもつて明確に定められていることを確認した。
四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額を反映した小売託送料金が明確に定められており、かつ、その他の供給条件等については変更がないことから、ガスの供給を受ける者の責任に関する事項、費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていることを確認した。
五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額による小売託送料金の単価増加分について、東京地区における従量料金単価へ一律同額を反映していることから、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないことを確認した。
六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額のみを小売託送料金に反映するものであり、託送供給依頼者やガスの供給を受ける者の料金が割高になるものではないことから、公共の利益の増進に支障はないことを確認した。

■ 事務局審査内容	
料金算定内容等に係る審査 ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で、小売託送料金へ反映しているか審査を行う。	
料金算定方法	算定内容・審査結果
ステップ1（算定規則第15条第2項、第3項）	
変分改定による変動後の事業者間精算費用と事業者間精算収益の差を計算する	算定内容の詳細について、費用及び収益の算定内容の詳細について、事業者へ説明を求めたところ、適正に算定されているものと確認した。 【事業者間精算費（3年合計）】 追加費用額及び連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した 現行費用額：859,156千円 想定追加費用額：3,014,595千円 想定連結託送供給ガス量：3,867,000千m ³ N 【事業者間精算収益（3年合計）】 追加収益額及び連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した 現行収益額：19,811,848千円 想定追加収益額：236,989千円 想定連結託送供給ガス量：（非公表） 事業者間精算費（3,873,751千円） - 事業者間精算収益（20,048,837千円） 金額：▲16,175,086千円 ...
現行託送供給約款料金を算定した際の事業者間精算費用と事業者間精算収益の差を計算する	現行託送供給約款料金を算定した際の額を用い、適正に算定されていることを確認した。 金額：▲18,952,692千円 ...
上記のととの差を計算し、託送供給約款料金変動額として整理する	とで算定された額を用い、適正に算定されていることを確認した。 金額：2,777,606千円 （の額（▲16,175,086千円） - の額（▲18,952,692千円））
ステップ2（算定規則第15条第4項）	
ステップ1で算定した「託送供給約款料金変動額」を、「現行託送供給約款料金原価等」に加え、「変動額託送供給約款料金原価等」（変更後原価）として整理する	ステップ1で算定された金額と現行託送供給約款料金原価等を用い、適正に算定されていることを確認した。 金額：865,868,427千円 （託送供給約款料金変動額（2,777,606千円） + 現行託送供給約款料金原価等（863,090,821千円））
ステップ3	
ステップ2で算定した変更後原価と想定需要から小売託送料金の改定額を設定する。	ステップ2で算定された金額と想定需要を用い、適正に算定されていることを確認した。 金額：0.06円 （変更後平均単価：変更後原価（865,868,427千円） ÷ 想定需要量（41,820,028千m ³ ）） （変更後平均単価（20.70円） - 変更前平均単価（20.64円））

■ 事務局の審査結果
申請内容について、ガス事業法第48条第4項各号に定める認可の要件に適合しており、かつ、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で小売託送料金へ反映していると認められる。

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20200515資第10号
令和2年5月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款の変更の認可について

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第177条第1項第7号の規定により、別添の申請に係る同法第48条第2項において準用する同条第1項本文の規定に基づく託送供給約款の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給約款変更認可申請書

072-2020 : 103
2020 年 5 月 15 日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区 [REDACTED] 番 2 0 号
東 京 瓦 工 会 [REDACTED]
代表取締役社長 [REDACTED] 高 [REDACTED]

ガス事業法第48条第2項の規定により、次のとおり託送供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	2020 年 8 月 1 日

別紙

変更の内容

小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）附則および別表第4を次のとおり変更する。

1. 「附則」を次のとおり変更する。

1. 実施期日

この約款は、2020年5月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

とあるを

1. 実施期日

この約款は、2020年8月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

と、改める。

2. この約款の実施に伴う切り替え措置

— 標準託送供給料金第1種 —

（1）当社は、その初日が2020年7月31日以前に属し、その末日が2020年8月1日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

（算式）

料金（小数点第1位以下の端数切り捨て）

＝①旧約款適用期間の料金＋②本約款適用期間の料金

①旧約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）

＝③旧約款別表第4の基本料金× D_1/D （小数点第3位以下の端数切り捨て）

＋④旧約款別表第4の従量料金× V_1

②本約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）

＝⑤本約款別表第4の基本料金× D_2/D （小数点第3位以下の端数切り捨て）

＋⑥本約款別表第4の従量料金× V_2

（備 考） （以下（2）から（4）においても同じ）

旧約款＝2020年7月31日まで適用された小売託送供給約款

D ＝上記料金算定期間の日数

D_1 ＝ D のうち旧約款適用期間の日数

＝料金算定期間の初日から起算して2020年7月31日までの日数

D_2 ＝ D のうち本約款適用期間の日数

＝2020年8月1日から起算して料金算定期間末日までの日数

V ＝上記料金算定期間の使用量

V_1 ＝ V のうち旧約款適用期間の使用量

$$=V \times D_1 / D \text{ (小数点第1位以下の端数切り捨て)}$$

$$V_2 = V \text{ のうち本約款適用期間の使用量}$$

$$=V - V_1$$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、上記料金算定期間の使用量Vにより判定いたします。

(3) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(8)の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

- ①旧約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)
- $$=③旧約款別表第4の基本料金 \times D_1 / 30 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$
- $$+④旧約款別表第4の従量料金 \times V_1$$
- ②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)
- $$=⑤本約款別表第4の基本料金 \times D_2 / 30 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$
- $$+⑥本約款別表第4の従量料金 \times V_2$$

(4) 当社は、(3)における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定いたします。

(算式)

$$1 \text{ か月換算使用量} = V \times 30 / D$$

— 標準託送供給料金第2種 —

(1) 当社は、その初日が2020年7月31日以前に属し、その末日が2020年8月1日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

$$\text{料金 (小数点第1位以下の端数切り捨て)}$$

$$=①旧約款適用期間の料金 + ②本約款適用期間の料金$$

$$①旧約款適用期間の料金 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$=③旧約款別表第4の基本料金 \times D_1 / D \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$+④旧約款別表第4の従量料金 \times V_1$$

$$②本約款適用期間の料金 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$=⑤本約款別表第4の基本料金 \times D_2 / D \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$+⑥本約款別表第4の従量料金 \times V_2$$

(備 考) (以下(2)においても同じ)

旧約款=2020年7月31日まで適用された小売託送供給約款

D=上記料金算定期間の日数

$D_1 = D$ のうち旧約款適用期間の日数

=料金算定期間の初日から起算して2020年7月31日までの日数

$D_2 = D$ のうち本約款適用期間の日数

=2020年8月1日から起算して料金算定期間末日までの日数

V=上記料金算定期間の使用量

$V_1 = V$ のうち旧約款適用期間の使用量

$=V \times D_1 / D$ (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V_2 = V$ のうち本約款適用期間の使用量

$=V - V_1$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(9)の①または②に該当する場合は、旧約款

適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。
(算式)

- ①旧約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）
＝③旧約款別表第4の基本料金× $D_1/30$ （小数点第3位以下の端数切り捨て）
＋④旧約款別表第4の従量料金× V_1
- ②本約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）
＝⑤本約款別表第4の基本料金× $D_2/30$ （小数点第3位以下の端数切り捨て）
＋⑥本約款別表第4の従量料金× V_2

を、追加する。

2. 定期修理時等における取り扱い

とあるを

3. 定期修理時等における取り扱い

と、改める。

3. 約款等の閲覧場所

とあるを

4. 約款等の閲覧場所

と、改める。

4. 乖離率に係る暫定的措置

とあるを

5. 乖離率に係る暫定的措置

と、改める。

2. 「(別表第4) 料金表」を次のとおり変更する。

4－1. 東京地区等（45MJ地区）

〔標準託送供給料金第1種〕

1. 適用区分

- 料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B ガス量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E ガス量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ガス量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 4 5 . 0 0 円
-----------------	---------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 7 . 8 8 円</u>
-------------	--------------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 9 5 . 0 0 円
-----------------	---------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 5 . 3 8 円</u>
-------------	--------------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	8 0 1 . 4 0 円
-----------------	---------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 0 . 3 0 円</u>
-------------	--------------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1 , 4 5 9 . 4 0 円
-----------------	-------------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 7 . 0 1 円</u>
-------------	--------------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2 , 3 2 9 . 4 0 円
-----------------	-------------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 5 . 2 7 円</u>
-------------	--------------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6, 9 5 3. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>2 9. 4 9 円</u>
-------------	-------------------

〔標準託送供給料金第2種〕

8. 適用

(1) 別表第4（料金表）4－1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2 2 7, 5 7 0. 0 0 円
-----------------	---------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	<u>1. 3 0 円</u>
1 立方メートルにつき（冬期）	<u>1. 6 6 円</u>

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1 0 5, 8 4 0. 0 0 円
-----------------	---------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	<u>1. 9 5 円</u>
1 立方メートルにつき（冬期）	<u>2. 4 4 円</u>

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	4 3, 0 7 0. 0 0 円
-----------------	-------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき (その他期)	<u>3. 3 5 円</u>
1 立方メートルにつき (冬期)	<u>4. 1 2 円</u>

とあるを、

4－1. 東京地区等 (45MJ地区)

〔標準託送供給料金第1種〕

1. 適用区分

- 料金表A ガス量が0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。
 料金表B ガス量が 20 立方メートルを超え、80 立方メートルまでの場合に適用いたします。
 料金表C ガス量が 80 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。
 料金表D ガス量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。
 料金表E ガス量が 500 立方メートルを超え、800 立方メートルまでの場合に適用いたします。
 料金表F ガス量が 800 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 4 5. 0 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 7. 9 4 円</u>
-------------	-------------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 9 5. 0 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 5. 4 4 円</u>
-------------	-------------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	8 0 1. 4 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>40.36円</u>
-------------	---------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,459.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>37.07円</u>
-------------	---------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2,329.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>35.33円</u>
-------------	---------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6,953.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>29.55円</u>
-------------	---------------

〔標準託送供給料金第2種〕

8. 適用

(1) 別表第4（料金表）4－1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2 2 7, 5 7 0. 0 0 円
-----------------	---------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき (その他期)	<u>1. 3 6 円</u>
1 立方メートルにつき (冬期)	<u>1. 7 2 円</u>

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1 0 5, 8 4 0. 0 0 円
-----------------	---------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき (その他期)	<u>2. 0 1 円</u>
1 立方メートルにつき (冬期)	<u>2. 5 0 円</u>

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	4 3, 0 7 0. 0 0 円
-----------------	-------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき (その他期)	<u>3. 4 1 円</u>
1 立方メートルにつき (冬期)	<u>4. 1 8 円</u>

と改める。

添 付 書 類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 新旧対照表
- 3 ガス事業法施行規則第六十五条第3項第3号の二に規定する書類
ガス事業託送料金算定規則様式第6（託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表）
様式第7（特別変動額整理表および変動額託送供給約款料金原価等整理表）

変更を必要とする理由

1. 新たな事業者間精算取引開始

扇島都市ガス供給株式会社が、特定ガス導管を新設して、東京地区等の導管ネットワークと接続し、連結託送供給を開始しました。

これにより、事業者間精算費用が変動するため、ガス事業託送供給約款料金算定規則第十五条の規定に基づき、託送料金の変分改定を実施いたします。

2. 申請の内容

(1) 「附則」の変更

- ・約款実施期日を変更いたします。
- ・この約款の実施に伴う切り替え措置について追記します。

(2) 「(別表第4) 料金表」の変更

- ・東京地区等における従量料金単価を一律 0.06 円/m³ 値上げいたします。

-

新 旧 对 照 表

現行の供給約款	備 考
小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給) 2020年5月1日実施 東京瓦斯株式会社	変 更

変更後の供給約款
小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給) 2020年8月1日実施 東京瓦斯株式会社

現行の供給約款	備 考
平成 28 年 12 月 16 日付 20160729 資第 9 号 認可 2020 年 4 月 20 日付 072-2020 : 059 届出	変 更

＜附 則＞

現行の小売託送供給約款		備 考
1. 実施期日 この約款は、 2020 年 5 月 1 日 から実施いたします。 ただし、この約款の 2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第 12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第 12 については、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。 また、別表第 12（供給区域等）の変更に伴い、別表第 1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。		変 更 <

変更後の供給約款
<u>2020 年 X 月 XX 日付 2020XXXX 資第 XX 号</u> 認可

変更後の小売託送供給約款	
1. 実施期日	この約款は、2020 年 8 月 1 日から実施いたします。 ただし、この約款の 2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第 12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第 12 については、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。 また、別表第 12（供給区域等）の変更に伴い、別表第 1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。
2. この約款の実施に伴う切り替え措置	— 標準託送供給料金第 1 種 — (1) 当社は、その初日が 2020 年 7 月 31 日以前に属し、その末日が 2020 年 8 月 1 日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。 (算式) 料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） ＝①旧約款適用期間の料金＋②本約款適用期間の料金 ①旧約款適用期間の料金（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＝③旧約款別表第 4 の基本料金×D_1/D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋④旧約款別表第 4 の従量料金×V_1 ②本約款適用期間の料金（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＝⑤本約款別表第 4 の基本料金×D_2/D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋⑥本約款別表第 4 の従量料金×V_2 (備 考) （以下（2）から（4）においても同じ） 旧約款＝2020 年 7 月 31 日まで適用された小売託送供給約款 D＝上記料金算定期間の日数 D_1＝Dのうち旧約款適用期間の日数 ＝料金算定期間の初日から起算して 2020 年 7 月 31 日までの日数 D_2＝Dのうち本約款適用期間の日数 ＝2020 年 8 月 1 日から起算して料金算定期間末日までの日数 V＝上記料金算定期間の使用量 V_1＝Vのうち旧約款適用期間の使用量 ＝$V \times D_1/D$（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） V_2＝Vのうち本約款適用期間の使用量 ＝$V - V_1$ (2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、旧約款別表第 4 および本約款別表第 4 においていずれの料金表を適用するかは、上記料金算定期間の使用量 V により判定いたします。

	変更	(3) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (8) の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。 (算式) ①旧約款適用期間の料金 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＝③旧約款別表第 4 の基本料金×D₁／30 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＋④旧約款別表第 4 の従量料金×V₁ ②本約款適用期間の料金 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＝⑤本約款別表第 4 の基本料金×D₂／30 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＋⑥本約款別表第 4 の従量料金×V₂ (4) 当社は、(3) における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第 4 および本約款別表第 4 においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した 1 か月換算使用量により判定いたします。 (算式) 1 か月換算使用量＝V×30／D ― 標準託送供給料金第 2 種 ― (1) 当社は、その初日が 2020 年 7 月 31 日以前に属し、その末日が 2020 年 8 月 1 日以降に属する算定期間 (以下「本算定期間」といいます。) については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。 (算式) 料金 (小数点第 1 位以下の端数切り捨て) ＝①旧約款適用期間の料金＋②本約款適用期間の料金 ①旧約款適用期間の料金 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＝③旧約款別表第 4 の基本料金×D₁／D (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＋④旧約款別表第 4 の従量料金×V₁ ②本約款適用期間の料金 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＝⑤本約款別表第 4 の基本料金×D₂／D (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＋⑥本約款別表第 4 の従量料金×V₂ (備 考) (以下 (2) においても同じ) 旧約款＝2020 年 7 月 31 日まで適用された小売託送供給約款 D＝上記料金算定期間の日数 D₁＝D のうち旧約款適用期間の日数 ＝料金算定期間の初日から起算して 2020 年 7 月 31 日までの日数 D₂＝D のうち本約款適用期間の日数 ＝2020 年 8 月 1 日から起算して料金算定期間末日までの日数 V＝上記料金算定期間の使用量 V₁＝V のうち旧約款適用期間の使用量 ＝V×D₁／D (小数点第 1 位以下の端数切り捨て) V₂＝V のうち本約款適用期間の使用量 ＝V－V₁ (2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (9) の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。 (算式) ①旧約款適用期間の料金 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＝③旧約款別表第 4 の基本料金×D₁／30 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て) ＋④旧約款別表第 4 の従量料金×V₁ ②本約款適用期間の料金 (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)
--	---------------	--

<u>2.</u> 定期修理時等における取り扱い 託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。 <u>3.</u> 約款等の閲覧場所 この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。 <table><tr><td>本社</td><td>〒105-8527</td><td>港区海岸 1-5-20</td></tr><tr><td>託送受付センター</td><td>〒163-1059</td><td>新宿区西新宿 3-7-1</td></tr><tr><td>日立導管・設備 C</td><td>〒317-0073</td><td>日立市幸町 1-22-2</td></tr><tr><td>群馬導管・設備 C</td><td>〒370-0045</td><td>高崎市東町 134-6</td></tr><tr><td>宇都宮導管・設備 C</td><td>〒321-0953</td><td>宇都宮市東宿郷 4-2-16</td></tr></table> <u>4.</u> 乖離率に係る暫定的措置 2019 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（引受条件）(10) ③、24（ガスの過不足の精算）においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。	本社	〒105-8527	港区海岸 1-5-20	託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1	日立導管・設備 C	〒317-0073	日立市幸町 1-22-2	群馬導管・設備 C	〒370-0045	高崎市東町 134-6	宇都宮導管・設備 C	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16	変 更 変 更
本社	〒105-8527	港区海岸 1-5-20														
託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1														
日立導管・設備 C	〒317-0073	日立市幸町 1-22-2														
群馬導管・設備 C	〒370-0045	高崎市東町 134-6														
宇都宮導管・設備 C	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16														

＝⑤本約款別表第 4 の基本料金×D₂／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）
＋⑥本約款別表第 4 の従量料金×V₂

3. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

4. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本社	〒105-8527	港区海岸 1-5-20
託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1
日立導管・設備 C	〒317-0073	日立市幸町 1-22-2
群馬導管・設備 C	〒370-0045	高崎市東町 134-6
宇都宮導管・設備 C	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16

5. 乖離率に係る暫定的措置

2019 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（引受条件）(10) ③、24（ガスの過不足の精算）においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。

＜（別表第 4）料金表＞

現行の小売託送供給約款		備 考
4－1．東京地区等（45MJ地区）		変 更
〔標準託送供給料金第 1 種〕		
1．適用区分		
料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。		
料金表 B ガス量が 20 立方メートルを超え、80 立方メートルまでの場合に適用いたします。		
料金表 C ガス量が 80 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。		
料金表 D ガス量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。		
料金表 E ガス量が 500 立方メートルを超え、800 立方メートルまでの場合に適用いたします。		
料金表 F ガス量が 800 立方メートルを超える場合に適用いたします。		
2．料金表 A		
（1）定額基本料金		
1 か月及び 1 個別契約につき	3 4 5． 0 0 円	

変更後の小売託送供給約款		
4－1．東京地区等（45MJ地区）		
〔標準託送供給料金第 1 種〕		
1．適用区分		
料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 B ガス量が 20 立方メートルを超え、80 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 C ガス量が 80 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 D ガス量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 E ガス量が 500 立方メートルを超え、800 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 F ガス量が 800 立方メートルを超える場合に適用いたします。		
2．料金表 A		
（1）定額基本料金		
	1 か月及び 1 個別契約につき	3 4 5． 0 0 円

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>47.88円</u>
-------------	---------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	395.00円
-----------------	---------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>45.38円</u>
-------------	---------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	801.40円
-----------------	---------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>40.30円</u>
-------------	---------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,459.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>37.01円</u>
-------------	---------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2,329.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>35.27円</u>
-------------	---------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6,953.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>29.49円</u>
-------------	---------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>47.94円</u>
-------------	---------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	395.00円
-----------------	---------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>45.44円</u>
-------------	---------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	801.40円
-----------------	---------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>40.36円</u>
-------------	---------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,459.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>37.07円</u>
-------------	---------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2,329.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>35.33円</u>
-------------	---------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6,953.40円
-----------------	-----------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>29.55円</u>
-------------	---------------

〔標準託送供給料金第2種〕

8. 適用

(1) 別表第4（料金表）4－1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	227,570.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>1.30円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>1.66円</u>

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	105,840.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>1.95円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>2.44円</u>

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	43,070.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

〔標準託送供給料金第2種〕

8. 適用

(1) 別表第4（料金表）4－1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	227,570.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>1.36円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>1.72円</u>

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	105,840.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>2.01円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>2.50円</u>

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	43,070.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価			
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>3. 3 5 円</u>	
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>4. 1 2 円</u>	

(3) 従量料金単価			
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>3. 4 1 円</u>	
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>4. 1 8 円</u>	

様式第6 (第14条関係)
第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m3)	平均単価 (a / b) (円 / m3)	想定料金収入 (千円)
865,868,427	41,820,028	20.70	865,599,433

様式第7（第15条関係）

第1表

特別変動額整理表

(単位：千円)

項目		金額
特別変動額		
	変動前 (A)	-18,952,692
	変動後 (B)	-16,175,086
差額 (C) = (B) - (A)		2,777,606

第2表

変動額託送供給約款料金原価等整理表

(単位：千円)

	金額
託送供給約款料金変動額	2,777,606
現行託送供給約款料金原価等	863,090,821
変動額託送供給約款料金原価等	865,868,427

事業者間精算料金表の設定等に関する提出書

072-2020 : 104

2020 年 5 月 15 日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区 [REDACTED] 番 2 0 号
東 京 国 際 会 社 [REDACTED]
代表取締役社長 [REDACTED] 田 高 [REDACTED]

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令別表第一第三表の規定により下記のとおり提出いたします。

事業者間 精算料金表 (税抜)	定額基本料金	1 か月及び1 精算契約につき	5 0 , 0 0 0 円
	流量基本料金単価	1 立方メートルにつき	1 , 2 8 0 円
	従量料金単価 (その他期)	1 立方メートルにつき	1 . 1 3 円
	従量料金単価 (冬期)	1 立方メートルにつき	1 . 5 6 円
	低圧導管利用に係る 従量料金単価加算額	1 立方メートルにつき	2 1 , 8 1 円
	J E R A 導管利用に係る 従量料金単価加算額	1 立方メートルにつき	0 . 9 0 円
	当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法		別紙のとおり
想定連結託送供給ガス量			4 , 7 8 5 , 6 8 8 千m ³
適用開始日			2 0 2 0 年 8 月 1 日

<別紙>

事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法

(1) 事業者間精算料金表 (税抜)

定額基本料金	1 か月及び1 精算契約につき	50,000 円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき	1,280 円
従量料金単価 (その他期)	1 立方メートルにつき	1.13 円
従量料金単価 (冬期)	1 立方メートルにつき	1.56 円
低圧導管利用に係る 従量料金単価加算額※1	1 立方メートルにつき	21.81 円
JERA 導管利用に係る 従量料金単価加算額※2	1 立方メートルにつき	0.90 円

※1 連結点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に低圧導管利用に係る従量料金単価加算額を加算したものを、従量料金単価とします。

※2 株式会社JERAの特定ガス導管事業の用に供する導管を通じて受け入れたガスを払い出す場合は、特定導管利用分として上記の従量料金単価にJERA導管利用に係る従量料金単価加算額を加算したものを、従量料金単価とします。

(2) 料金表の算定根拠又は金額決定の方法

事業者間精算料金表は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令(算定省令)別表第一第三表の規定に基づき、下記の値を用いて、定額基本料金、流量基本料金及び従量料金を組み合わせて設定いたしました。

算定省令第二条に規定される原価等から算定した 連結託送供給に係る費用	20,048,837 千円
想定連結託送供給ガス量	4,785,688 千 m^3

以 上

新 旧 对 照 表

現行の事業者間精算料金表			備 考
(1) 事業者間精算料金表 (税抜)			変 更
定額基本料金	1 か月及び1 精算契約につき	5 0 , 0 0 0 円	
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき	1 , 2 8 0 円	
従量料金単価 (その他期)	1 立方メートルにつき	<u>1 . 0 9 円</u>	
従量料金単価 (冬期)	1 立方メートルにつき	<u>1 . 5 2 円</u>	
低 圧 導 管 利 用 に 係 る 従量料金単価加算額※1	1 立方メートルにつき	2 1 . 8 1 円	
<u>T E F P</u> 導管利用に係る 従量料金単価加算額※2	1 立方メートルにつき	0 . 9 0 円	
※1 連結点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に低圧導管利用に係る従量料金単価加算額を加算したものを、従量料金単価とします。			
※2 <u>東京電力フュエル&パワー株式会社</u> の特定ガス導管事業の用に供する導管を通じて受け入れたガスを払い出す場合は、特定導管利用分として上記の従量料金単価にJ E R A 導管利用に係る従量料金単価加算額を加算したものを、従量料金単価とします。			
(2) 料金表の算定根拠又は金額決定の方法			
事業者間精算料金表は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令 (算定省令) 別表第一第三表の規定に基づき、下記の値を用いて、定額基本料金、流量基本料金及び従量料金を組み合わせて設定いたしました。			
算定省令第二条に規定される原価等から算定した 連結託送供給に係る費用	<u>1 9 , 8 1 1 , 8 4 8</u> 千円		
想定連結託送供給ガス量	4 , 7 8 5 , 6 8 8 千m ³		

変更後の事業者間精算料金表		
(1) 事業者間精算料金表 (税抜)		
定額基本料金	1 か月及び1 精算契約につき	5 0 , 0 0 0 円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき	1 , 2 8 0 円
従量料金単価 (その他期)	1 立方メートルにつき	<u>1 . 1 3 円</u>
従量料金単価 (冬期)	1 立方メートルにつき	<u>1 . 5 6 円</u>
低 圧 導 管 利 用 に 係 る 従量料金単価加算額※1	1 立方メートルにつき	2 1 . 8 1 円
<u>J E R A</u> 導管利用に係る 従量料金単価加算額※2	1 立方メートルにつき	0 . 9 0 円
※1 連結点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に低圧導管利用に係る従量料金単価加算額を加算したものを、従量料金単価とします。		
※2 <u>株式会社J E R A</u> の特定ガス導管事業の用に供する導管を通じて受け入れたガスを払い出す場合は、特定導管利用分として上記の従量料金単価にJ E R A 導管利用に係る従量料金単価加算額を加算したものを、従量料金単価とします。		
(2) 料金表の算定根拠又は金額決定の方法		
事業者間精算料金表は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令 (算定省令) 別表第一第三表の規定に基づき、下記の値を用いて、定額基本料金、流量基本料金及び従量料金を組み合わせて設定いたしました。		
算定省令第二条に規定される原価等から算定した 連結託送供給に係る費用	<u>2 0 , 0 4 8 , 8 3 7</u> 千円	
想定連結託送供給ガス量	4 , 7 8 5 , 6 8 8 千m ³	

様式第 65 (第 119 条関係)

託送供給約款届出書

令 1 ガ 第 5 号

令和 2 年 1 月 29 日

関東経済産業局長

角野 然生 殿

住所 神奈川県川崎市川崎区東扇島 3 番地

氏名 扇島都市ガス供給株式会社

代表取締役社長 小関 尚

ガス事業法第 76 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり託送供給約款を定めたので
届け出ます。

ガス託送供給約款
(連結託送供給)

扇島都市ガス供給株式会社
2020 年 4 月 1 日実施

ガス託送供給約款 目次

I. 基本事項	1
1. 約款の適用	1
2. この約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 引受条件	3
5. 実施細目	4
II. 託送供給に関する申込み	4
6. 託送供給検討の申込み	4
7. 託送供給の可否の検討および通知	5
8. 託送供給契約の申込みおよび締結	5
III. 託送供給の実施	6
9. ガスの計量	6
10. 託送供給の実施	6
11. 設備負担金	7
IV. 託送供給の制限・中止等	7
12. 託送供給の制限・中止	7
13. 託送供給の制限・中止の解除	8
14. 損害の賠償の免責	8
V. 契約の継続および終了等	9
15. 契約の延長、変更および解約	9
16. 契約の解除	9
17. 名義の変更	10
18. 債権の譲渡	10
19. 契約上の地位の譲渡	10
20. 契約終了後の債権債務関係	10
VI. 保安	10
21. 責任の分界	10
22. 保安および維持管理	10
23. 保安等による敷地・建物への立入り	11
VII. 申込み・問合せ窓口・その他	11
24. 申込み・問合せ窓口	11
25. 提供を受けた情報の取扱い	11
26. 担保	11
附 則	12

1. 実施期日	12
2. 定期修理時等における取り扱い	12
3. 約款等の閲覧場所	12
別表 1 受け入れるガス性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法	13
別表 2 ガスの受入および払出のために必要となる設備	15

I. 基本事項

1. 約款の適用

- (1) 当社が、以下の要件を全て満たすガス託送供給を行う場合の料金その他の供給条件は、このガス託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。
 - ② 託送供給の払い出しが連結点で行われること。
 - ③ 4（引受条件）に適合すること。
- (2) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意した上で、託送供給の検討及び契約を申し込んでいただきます。8（託送供給契約の申込みおよび締結）により託送供給契約が成立したときはこの約款が託送供給契約の内容となります。

2. この約款の届出および変更

- (1) この約款は、ガス事業法第76条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、ガス事業法第76条第2項の規定に基づき、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、託送供給の料金その他の供給条件は、変更後のガス託送供給約款によります。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「託送供給依頼者」とは、ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（託送供給検討に関する申込みをする方および契約の申込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 「需要家」とは、託送供給依頼者又はその卸供給先事業者（託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。）がガスを供給する相手方となる者（卸供給先事業者は含まないものとします）。
- (3) 「需要場所」とは、需要家がガスを使用する場所をいいます。
- (4) 「託送供給検討」とは、受入検討と供給検討をいいます。
- (5) 「受入検討」とは、当社のガス導管へのガスの受入を希望される託送供給依頼者が提出する受入検討申込書に基づき、当社が実施するガスの受入可否についての検討をいいます。
- (6) 「供給検討」とは、当社のガス導管からガスの払出を希望される託送供給依頼者が提出する供給検討申込書に基づき、当社が実施するガスの払出可否についての検討をいいます。
- (7) 「基本契約」とは、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。
- (8) 「個別契約」とは、連結点ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

- (9) 「託送供給契約」とは、託送供給約款、基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。
- (10) 「託送供給期間」とは、当社が託送供給依頼者に託送供給を行う期間をいい、託送供給契約で定めるものをいいます。
- (11) 「熱量」とは、標準状態（摂氏0度及び圧力 101.325 キロパスカルの状態）のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (12) 「標準熱量」とは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下、「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (13) 「圧力」とは、受入地点・連結点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます）で表示したものをいいます。
- (14) 「最高圧力」とは、託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (15) 「最低圧力」とは、託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。
- (16) 「受入地点」とは、託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れる、ガスの受け渡し地点をいいます。
- (17) 「連結点」とは、託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを当社の導管から払い出すガスの受け渡し地点（需要場所を除きます。）であって、当社が維持・運用するガスを供給する事業の用に供する導管と、他のガス導管事業者が維持・運用するガスを供給する事業の用に供する導管が連結する地点をいいます。
- (18) 「受入ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者から受入地点で受け入れたガスの量をいいます。
- (19) 「払出ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者に連結点において払い出したガスの量をいいます。
- (20) 「月別受入ガス量」とは、一託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日0時から当該月末日24時までの1か月ごとの受入ガス量および調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。
- (21) 「月別払出ガス量」とは、一託送供給依頼者の各連結点における毎月1日0時から当該月末日24時までの1か月ごとの払出ガス量の合計値をいい、温度補正やガス量算定期間の補正により算定するものをいいます。なお、その詳細は当社が別途定める算式によります。
- (22) 「契約最大受入ガス量」とは、託送供給契約で定める、受入ガス量の上限値をいいます。
- (23) 「契約最大払出ガス量」とは、託送供給契約で定める、払出ガス量の上限値をいいます。
- (24) 「月間払出計画ガス量」とは、託送供給の実施にあたり毎月1日0時から当該月末日24時までの1か月を単位として当社に事前に通知していただく払出ガス量の計画値をいいます。
- (25) 「日別払出計画ガス量」とは、毎日0時から24時までに払い出すガス量の計画値の合計をいいます。
- (26) 「注入計画ガス量」とは、託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。
- (27) 「注入計画指示ガス量」とは、当社が託送供給依頼者に通知した、受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の指示値をいい、注入計画ガス量に日次繰越ガス量、月次繰越ガス量を反映させたものをいいます。

- (28) 「日次繰越ガス量」とは、注入計画指示ガス量または調整指令を反映させたガス量と、受入ガス量に生じた差を当該日0時から24時までの合計値をいいます。
- (29) 「月次繰越ガス量」とは、月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画ガス量に反映させるガスの量をいいます。
- (30) 「調整指令」とは、当社が当日の任意の時間において、導管に注入するガス量を注入計画指示ガス量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。
- (31) 「調整指令量」とは、注入計画指示ガス量と調整指令を反映させたガス量との差をいいます。
- (32) 「検針」とは、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (33) 「事業者間精算」とは、当社が、この約款に基づく託送供給に係わる費用を、連結点で導管が接続している他のガス導管事業者と精算することをいいます。
- (34) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、引き受ける託送供給が託送供給期間を通して以下の条件に適合したものであることが必要になります。

- (1) ガスの受入が当社のガス導管との間で行われ、ガスの払出が連結点で行われるものであって、1個別契約について原則として受入地点及び連結点は各1か所であること。
- (2) 当社が受け入れるガスの組成、圧力、性状、熱量等（以下「組成等」といいます。）が、以下の条件を安定的に満たしていること。
 - ① ガスの組成等は、別表1に掲げる範囲内であること。ただし、別表1に掲げられていない項目は個別に協議することとします。
 - ② ガスの組成等の監視方法は、別表1の内容とし、託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社に報告していただくこと。
 - ③ 受け入れるガスの圧力は、受入地点における当社の導管の運用圧力の範囲内であって、かつ当社の導管に受け入れることが可能な圧力であること。
- (3) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表2に掲げる設備等（個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- (4) 託送供給量が、受入地点から連結地点までの当社のガス導管の供給能力の範囲内であり、託送供給依頼者のガスの供給設備の運用において、受入又は払出のいずれか一方が事故等により途絶した場合であっても、当社のガス導管の運営に支障を生じないものであること。
- (5) 託送供給依頼者が、安定的に、所定の量と組成等のガスを製造または調達可能であること。
- (6) 受入及び払出を実施するガスの圧力、量および熱量は、急激な変動がないよう制御されること。
- (7) 保安上及び供給安定上必要な場合に、託送依頼者において、受入及び払出調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制、設備を有するとともに、休日及び夜間を含めた当社との連絡体制を確立していただくこと。

- (8) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。
- (9) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等は、当社の調整指令に応じて導管へガスを注入すること。

5. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、基本契約または個別契約に定めるほか、その都度託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。なお、当社は、必要に応じて卸供給先事業者又は、事業者間精算契約の相手方となる他のガス導管事業者と別途協議を行うことがあります。

Ⅱ. 託送供給に関する申込み

6. 託送供給検討の申込み

- (1) 当社のガス導管へのガスの受入を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に受入検討の申込みをしていただきます。受入検討の申込みは、受入地点ごとに、1 検討として申込みをしていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するため、申込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。
- ① 受入地点
 - ② 最大受入ガス量
 - ③ 受入開始希望日
 - ④ 受入ガスの性状と圧力
 - ⑤ 受入ガスの製造方式、原料又はガスの調達計画、及び管理体制
 - ⑥ その他当社が必要と認める事項
- (2) (1) に定める受入検討後に当社のガス導管からガスの払出を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申込みをしていただきます。供給検討の申込みは、1 連結地点ごとに、1 検討として申込みをしていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するため、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。
- ① 連結点
 - ② 払出開始希望日
 - ③ 最大払出ガス量
 - ④ 流量変動（1 日における 1 時間あたりのガスの流量の変動）
 - ⑤ 払い出すガスの圧力
 - ⑥ 連結点における導管口径
 - ⑦ その他当社が必要と認める事項

- (3) 当社は、(1) (2) に定める検討を実施した場合、見積料その他検討に要する費用の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、検討料として申し受けます。
- (4) 託送供給検討は、託送供給の諸条件に変更がない場合や、明らかに託送供給が可能と当社が判断できる場合には不要とします。

7. 託送供給の可否の検討および通知

- (1) 当社は、6 (託送供給検討の申込み) に基づく申込みがあった場合には、4 (引受条件) について検討し、この約款に基づく託送供給が可能な場合には、受入検討または供給検討の検討結果に工事費用の概算を付して、申込みの受付日からそれぞれ90日以内に託送供給依頼者に書面により通知します。
- (2) 当社は、6 (託送供給検討の申込み) に基づく申込みがあった場合には、4 (引受条件) について検討し、この約款に基づく託送供給が不可能な場合には、その理由を付して、申込みの受付日から90日以内に託送供給依頼者に書面により通知します。
- (3) 当社は、託送供給の検討に(1) (2) に定める期間を超える期間が必要となることが明らかとなった場合には、託送供給依頼者と個別に協議のうえ、検討期間を定めるものとし、当該期間内に(1) または(2) に準じて検討および通知します。
- (4) 当社のガス導管を利用するにあたり、技術的な検討の結果、ガス導管の安定性確保を図るため、常時調整指令を行うことがあります。

8. 託送供給契約の申込みおよび締結

— 基本契約の申し込みの場合 —

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、原則として契約開始日の90日前までに、基本契約の申し込みをしていただきます。ただし、契約開始日の変更が必要と当社が判断する場合は、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、契約開始日を定めるものといたします。
- (2) 基本契約の申し込みの際に、6. (託送供給検討の申込み) の受入検討の必要がある場合は、前項の内容に加え、7. (託送供給の可否の検討及び通知) により当社が通知した供給条件に従い、検討結果の通知後原則として180日以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

— 個別契約の申し込みの場合 —

- (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、7. (託送供給の可否の検討及び通知) (2) により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給開始希望日を明示の上、託送供給開始希望日までに個別契約の申し込みをしていただきます。
ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始希望日(定例検針日の翌日といたします。)の前日から起算して15日開けた日までに申し込みをしていただきます。
- (6) 個別契約の申し込みは、7. (託送供給の可否の検討及び通知) (2) による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。

- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものいたします。
ただし、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約を締結いたします。
- (8) 個別契約の期間は、基本契約の範囲内とし、原則として1年単位といたします。

Ⅲ. 託送供給の実施

9. ガスの計量

- (1) 受入ガス量および払出ガス量の計量は、原則として受入地点および連結点における計量設備によって行うものとし、計量方法の詳細は別途基本契約に定めます。なお、一の受入地点において当該託送供給に係るガスの受入と同時に他のガスの受入が行われる場合においては、原則として、月別払出ガス量(この場合、当社の維持する導管から払い出されたガスを受け入れる他のガス導管事業者が計量し、算定した1か月のガス量を用いて算定する場合があります。)に基づき按分し、当該1か月のガス量を算定いたします。ただし、当該託送供給に係るガス量を区分して算定できないと当社が判断した場合は、月間払出計画ガス量または日別払出計画ガス量を踏まえて、当該1か月のガス量を算定する場合があります。
- (2) 計量の単位は、ノルマル立方メートル(以下「 m^3N 」と表示します。)とします。計量の際、小数点以下の端数は切り捨てます。
- (3) 計量設備の故障等によって、受入ガス量または払出ガス量が正しく計量できなかった場合には、託送供給依頼者と当社との協議により受入ガス量または払出ガス量を確定するものとします。

10. 託送供給の実施

- (1) 当社は、託送供給依頼者に対し、月間払出計画ガス量、日別払出計画ガス量を当社が定める方法により、当社に通知することを求める場合があります。
- (2) 当社は、託送供給依頼者に(1)を求めた場合、注入計画指示ガス量を託送供給依頼者に通知します。託送供給依頼者は、原則として注入計画指示ガス量と受入ガス量が一致するように調整するものとします。
- (3) 注入計画指示ガス量と受入ガス量に乖離が発生する場合、原則として当社は注入計画乖離補償料を申し受けます。ただし、同補償料は、託送供給依頼者からの依頼に基づき、扇島熱調センター以外の新規受入地点における託送供給の開始に併せて実施することし、扇島熱調センターのみを注入点とする場合においては、注入計画指示ガス量と受入ガス量が等しいものとみなします。
- (4) 月別受入ガス量と月別払出ガス量の差異が生じた場合、原則として当社は過不足ガス量を算定し、翌々月の注入計画に反映いたします。精算を行う場合その単価は、協議の上定めるものとします。
ただし、過不足ガスの算定は、託送供給依頼者からの依頼に基づき、扇島熱調センター以外の新規受入地点における託送供給の開始に併せて実施することとし、扇島熱調センターのみを注入点とする場合においては、託送供給依頼者への払出ガス量は、扇島熱調センターにおける託送依頼者からの受入ガス量と等しいものとみなし、各月における過不足ガス量の発生はないこととします。

11. 設備負担金

- (1) 託送供給を実施するために、受入及び払出のための当社設備、または受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社設備等を新たに設置、更新、増強、改造等を行う必要がある場合、当社はその工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者に負担いただきます。1の受入地点または連結点において当該託送供給に係るガスの払出と同時に、他の託送供給依頼者によるガスの払出が行われている場合の工事費の負担割合は、託送供給依頼者との協議によって決定いたします。

受入のための託送供給に必要なガスメーター本体費用並びに当該ガスメーターの更新費用等については原則として当社が負担します。また払出のための託送供給に必要なガスメーター本体費用並びに当該ガスメーターの更新費用等については原則として当社が負担します。当該設備の所有権は原則として当社に帰属するものといたします。

- (2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限り）は、託送供給依頼者から申し受けます。
- (3) 託送供給の申し込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者は、工事に関する契約を別途締結していただきます。
- (4) 当社は、(1)の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。
- (6) 当社は、次の事情によって工事費用に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
- ① 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事に要する材料の価格又は労務費に著しい変動のあったとき
 - ③ その他工事費に著しい差異が生じたとき
- (7) 工事に関する契約が変更又は解約される場合（当社の都合による場合を除きます）は、当社が既に要した費用に加え、変更又は解約によって生じた損害を賠償して頂きます。
- (8) 工事費は、当社が指定した金融機関口座に振り込みをしていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担といたします。

IV. 託送供給の制限・中止等

12. 託送供給の制限・中止

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状または圧力が託送供給契約と相違する場合は、当社の求めに応じて、ガスの注入を中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、託送供給依頼者の設備の故障等により、受入ガス量が著しく減少し、もしくは受入地点におけるガスの注入が不可能となった場合、または託送供給依頼者等がガスを供給する需要家

の設備の故障等により、払出ガス量が著しく減少し、もしくはガスの払出が不可能となった場合は、受入地点におけるガスの注入をすみやかに制限または中止していただきます。

- (3) 当社は、(1)、(2)にかかわらず、託送供給依頼者がガスの受け渡しを制限もしくは中止しない場合または次のいずれかに該当する事由のある場合には、託送供給を制限または中止することがあります。その際は、当社は、あらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

- ① 天災地変その他の不可抗力による場合
- ② 当社のガス工作物に故障が生じた場合
- ③ 当社のガス工作物の保守点検その他の工事施工のため必要がある場合
- ④ 法令の規定による場合
- ⑤ 保安上またはガスの供給安定上必要がある場合
- ⑥ 受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量と著しく乖離する場合
- ⑦ 支払期限日までに料金等または設備負担金の弁済がなされない場合
- ⑧ その他、当社事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- ⑨ その他、託送供給依頼者が託送供給契約に違反した場合

13. 託送供給の制限・中止の解除

- (1) 託送供給依頼者は、12(託送供給の制限・中止)(1)(2)によるガスの注入の制限または中止を解除しようとする場合には、あらかじめ当社と協議するものといたします。
- (2) 12(託送供給の制限・中止)(3)に基づき当社が託送供給を制限または中止した場合であって、託送供給の制限または中止の事由が解消した場合には、当社はすみやかに制限または中止を解除いたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者の責に帰すべき事由による託送供給の制限または中止およびその解除に要する費用を、託送供給依頼者から、その制限または中止の解除に先立って申し受けます。

14. 損害の賠償の免責

- (1) 8(託送供給契約の申込みおよび締結)の託送供給開始日を変更した場合、12(託送供給の制限・中止)により託送供給の制限または中止をした場合、または、16(契約の解除)の規定により託送供給契約が終了したために事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者、託送供給依頼者がガスを供給する卸供給先事業者の需要家または、第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (2) この約款に基づき託送供給を制限または中止したことにより、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者、託送供給依頼者がガスを供給する卸供給先事業者の需要家または、第三者に損害が生じる紛争が生じたときは、託送供給依頼者の責任において対応することとします。ただし12(託送供給の制限・中止)(3)において当社の責に帰すべき事由がある場合はその限りではありません。

V. 契約の継続および終了等

15. 契約の延長、変更および解約

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望する場合は、当社が可能であると判断した期間に限り基本契約の有効期間を延長できるものとし、以後同様とします。
- (2) 託送供給依頼者が基本契約の有効期間中に基本契約の変更を希望する場合には、原則として変更希望日の90日前までに当社に通知していただきます。なお、希望される変更の内容によっては、この約款により再度受入検討・供給検討を申し込んでいただくことがあります。
- (3) 託送供給依頼者が、基本契約期間の満了前に託送供給を終了しようとする場合は、終了日の90日前までに、当社に解約の通知をしていただきます。この場合、当該終了日をもって契約の全部は終了するものとします。
- (4) 期間満了または(3)に基づく解約により契約の全部が終了した場合において、当社の設備の原状回復のために要する費用については、その全額を託送供給依頼者に負担していただくとともに、必要な協力をしていただきます。また、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務がある場合には、ただちに弁済していただきます。

16. 契約の解除

- (1) 関係法令が変更され、または社会的・経済的変動がはなはだしく、契約の存続が困難または不相当と認められる場合には、当社は託送供給依頼者に書面により通知することにより契約の全部または一部を解除または変更することができるものといたします。
- (2) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、当社はただちに契約の全部または一部を解除できるものといたします。この場合、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務をただちに弁済していただくとともに、当社が被った損害を賠償していただきます。
 - ① 破産、民事再生、会社更生または特別清算の法的整理手続き開始の申立を受け、または自ら申し立てたとき
 - ② 滞納処分による差押えもしくは保全差押えがなされ、または保全命令の申立がなされたとき
 - ③ 強制執行の申立がなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 事業の全部または重要な一部もしくは託送供給によるガス供給事業の譲渡・分割または廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振出し、引受け、または裏書きした手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または、その他支払いが停止されたとき
 - ⑦ 託送供給依頼者が、託送供給の制限または中止の事由となった状態を当社が定めた相当期間内に是正しないとき
 - ⑧ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき

- (3) 契約の全部が解除により終了した場合において、当社の設備の原状回復のために要する費用については、その全額を託送供給依頼者に負担していただくとともに、必要な協力をしていただきます。また、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務がある場合には、ただちに弁済していただきます。

17. 名義の変更

合併その他包括承継がなされたことによって、新たな契約者がそれまで託送供給を受けていた契約者と当社の間における託送供給契約についてすべての権利および義務を受け継ぎ、引き続き託送供給を希望される場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

18. 債権の譲渡

契約者または当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、この約款、基本契約または個別契約にもとづき発生する権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、または担保の用に供する等の処分をしてはならないものとします。なお、相手方の事前の書面による承諾を得ることなくなされたこれらの処分は無効とします。

19. 契約上の地位の譲渡

契約者または当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、この約款、基本契約または個別契約の契約上の地位を譲渡してはならないものとします。なお、相手方の事前の書面による承諾を得ることなくなされた契約上の地位の譲渡は無効とします。

20. 契約終了後の債権債務関係

託送供給契約期間中の料金その他の債権債務は、基本契約および個別契約の終了によっては消滅いたしません。

VI. 保安

21. 責任の分界

託送供給における責任の分界点は、原則として受入地点および連結地点とし詳細は基本契約に定めます。

22. 保安および維持管理

当社は、受入地点から連結地点に至るまでの当社が所有する設備ならびに計量設備等受入地点に至るまでおよび連結地点以降の当社が所有する設備について、保安および維持管理の責任を負うものとします。

23. 保安等による敷地・建物への立入り

- (1) 当社は、保安の確保または託送供給の実施に関して必要となる次の業務を実施するため、託送供給依頼者または託送供給依頼者がガスを供給する需要家の敷地または建物に、当該敷地または建物の使用者の承諾を得て立ち入ることがあります。
- ① 計量設備の設置、維持管理、検査ならびに計量値および測定値の確認業務
 - ② 受入地点までまたは連結地点以降の当社が所有する設備の設計、設置、維持管理もしくは検査業務
 - ③ 託送供給に係るガスの不正使用防止のための検査、確認業務
 - ④ 12（託送供給の制限・中止）に基づく託送供給を制限または中止するための業務、および13（託送供給の制限・中止の解除）に基づく託送供給の制限または中止を解除するための業務
 - ⑤ 15（契約の延長、変更および解約）（4）および16（契約の解除）（3）に基づき、当社の設備を原状に回復するための業務
 - ⑥ その他保安の確認等、託送供給の実施に伴って必要となる業務
- (2) (1)の場合、託送供給依頼者は正当な理由がない限り当社の立入りを承諾していただくとともに、託送供給依頼者がガスを供給する需要家の敷地または建物に立ち入るときは、あらかじめその同意を得ていただきます。

Ⅶ. 申込み・問合せ窓口・その他

24. 申込み・問合せ窓口

- (1) 託送供給に関する申込み・問合せの窓口は、次のとおりとします。

扇島都市ガス供給株式会社

住 所 神奈川県川崎市川崎区東扇島3

TEL 044-288-5777

- (2) 当社のガス導管の位置を明示した地形図の閲覧については、前項窓口にお問い合わせ下さい。

25. 提供を受けた情報の取扱い

当社および託送供給依頼者は、託送供給検討の申込み日以降に、託送供給検討および託送供給の実施につき相互に知り得た相手方の技術上、経営上その他一般に公表していない事項を第三者に開示または漏洩しないものとし、これを託送供給検討および託送供給の実施以外の目的に使用しないこととします。

26. 担保

当社は託送供給の開始に先立ち、または託送供給開始後における基本契約の延長に際して、託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、もしくは保証を立てていただくことがあります。

附 則

1. 実施期日

この約款は、2020年4月1日から実施します。

2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査または修理をいいます。）により受入地点においてガスの注入ができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

3. 約款等の閲覧場所

この約款の閲覧場所は以下の通りです。

扇島都市ガス供給株式会社

〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島3

付録

1. この約款の適用

当社は、自社のために行うガス託送についてもこの約款の内容に準じて取り扱います。

別表1 受け入れるガス性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、その受入地点に応じて以下のとおりとします。基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

	項目	基準値	単位	備考
基準値	標準熱量(13A)	45	MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による(月間平均値・総発熱量ベース)
	総発熱量(13A)	44.20～46.00	MJ/m ³ N	瞬間値
	ウォッペ指数(13A)	52.7～57.8	—	成分含有量より計算により算出する 計算方法はガス事業法による
	燃焼速度(13A)	35～47	—	
	比重	1.0未満	—	
	硫化水素	0.00	g/m ³ N	
	全硫黄	0.00	g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
	アンモニア	検出せず	—	
	付臭剤濃度	12.0～18.0	mg/m ³ N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
	受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること		流量制御弁の上流で接続供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
	受入温度	0～30	℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする
個別協議事項	酸素	本項目についてはガス製造方法等の違いにより大きく差がでることから個別に協議させていただきます		
	窒素			
	水素			
	一酸化炭素			
	二酸化炭素			
	水素			
	ガスのノッキング性			
	熱量変化速度			
	炭化水素露点			
	水分			
	その他微量成分			

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表の通りとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	監視方法	測定方法（例）
総発熱量	連続監視	速応答型熱量計
ウォッベ指数、燃焼速度	定期監視	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定
比重	定期監視	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定
硫化水素	定期監視	ガス事業法に基づく
全硫黄	定期監視	ガス事業法に基づく
アンモニア	定期監視	ガス事業法に基づく
付臭剤濃度	連続監視	付臭剤添加量とガス流量より算定
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	定期監視	ガスクロマトグラフィー
ガスのノッキング性	定期監視	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定
炭化水素の露点	定期監視	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定
水分	定期監視	露点計
圧力	連続監視	圧力計
温度	連続監視	温度計

（注１） 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

（注２） 測定した記録については当社に提出していただきます。

（注３） 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によります。

別表2 ガスの受入および払出のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際しては、原則として以下の設備が必要となります。

受入のために必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、水素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
ガスメーター（流量計）	ガス流量の測定
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
流量調節弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガス、緊急時の放散もしくは燃焼
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	受入地点までのガスの輸送
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食

（注1） 設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

（注2） 上記の他、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

＜託送供給約款料金算定規則様式一覧＞

様式		内容
様式第12	第 1 表	ガス需要計画
	第 2 表	設備投資計画
様式第13		営業費等算定総括表
様式第14		事業報酬算定総括表
様式第15		控除項目算定総括表
様式第16	第 1 表	原価等整理表
	第 2 表	機能別原価整理表
	第 2 表補足	原価等の項目別の機能別原価への配分率表
様式第17	第 1 表	託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表
	第 2 表	選択的託送供給約款料金種別一覧表 （該当なし）

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m³N)

	平成30年 度 実績	令和元年 度 見込み	令和2年度計	令和3年度計	令和4年度計	原価算定期間計 (令和2年度～ 4年度)	備考
需要量	－	－	1,289,000	1,289,000	1,289,000	3,867,000	

設備投資計画

(単位：百万円)

		平成30年度 実績	令和元年度 見込み	令和2年度計	令和3年度計	令和4年度計	原価算定期間計 (令和2年度～ 4年度)	備考
土 地		0	0	0	0	0	0	
建 物		0	140	0	0	0	0	
供 給	ガスホルダー	0	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	0	236	0	0	0	0	
	特定導管	0	3,654	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	4,029	0	0	0	0	
業務設備		0	0	0	0	0	0	
合 計		0	4,029	0	0	0	0	
工事負担金等 (合計の内訳)		0	0	0	0	0	0	

営 業 費 等 算 定 総 括 表

(原価算定期間：令和2年4月～5年3月)

(単位：千円)

項 目 ・ 科 目		金 額	備 考
労 務 費	役員給与	0	
	給 料	23,979	
	雑 給	0	
	賞与手当	10,425	
	法定福利費	3,648	
	厚生福利費	346	
	退職手当	2,346	
	計	40,744	
諸 経 費	修繕費	2,000	
	電力料	0	
	水道料	0	
	使用ガス費	0	
	消耗品費	348	
	運賃	0	
	旅費交通費	870	
	通信費	7,083	
	保険料	21,112	
	賃借料	49,220	
	委託作業費	67,800	
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税(法人税割)を除く。)	170,674	
	試験研究費	0	
	教育費	0	
	需要開発費	0	
	たな卸減耗費	0	
	固定資産除却費	0	
	貸倒償却	0	
	雑費	<0> <0> 3,654	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	0	
	バイオガス調達費	0	
	需要調査・開拓費	0	
	事業者間精算費	1,214,121	
	計	1,536,882	
減価償却費		977,883	
営業外費用		0	
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る。)		133,907	
合 計		2,689,416	

事業報酬算定総括表

(原価算定期間：令和2年4月～5年3月)

(単位：千円)

項 目 ・ 科 目		金 額	金 額	備 考
レ ー ト ベ ー ス	固定資産投資額	()	10,621,682	
	運転資本	()	192,793	
	繰延資産残高	()	0	
	計	()	10,814,475	
事業報酬率		(%)	3.01%	
事業報酬額		()	325,516	

控 除 項 目 算 定 総 括 表

(原価算定期間：令和2年4月～5年3月)

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	0	
事業者間精算収益	3, 014, 932	
合 計	3, 014, 932	

様式第16 第1表

原 価 等 整 理 表

(単位：千円)

項 目 ・ 科 目			供給販売費	一般管理費	その他項目	合 計	
営	労務費	役員給与	0	0	—	0	
		給 料	12,696	11,283	—	23,979	
		雑 給	0	0	—	0	
		賞与手当	5,520	4,905	—	10,425	
		法定福利費	1,932	1,716	—	3,648	
		厚生福利費	184	162	—	346	
		退職手当	1,242	1,104	—	2,346	
		計	21,574	19,170	—	40,744	
業	諸経費	修繕費	2,000	0	—	2,000	
		電力料	0	0	—	0	
		水道料	0	0	—	0	
		使用ガス費	0	0	—	0	
		消耗品費	0	348	—	348	
		運賃	0	0	—	0	
		旅費交通費	0	870	—	870	
		通信費	6,300	783	—	7,083	
		保険料	20,155	957	—	21,112	
		賃借料	44,000	5,220	—	49,220	
		委託作業費	53,880	13,920	—	67,800	
		租税課金	170,674	0	—	170,674	
		試験研究費	0	0	—	0	
		教育費	0	0	—	0	
		需要開発費	0	0	—	0	
		たな卸減耗費	0	0	—	0	
		固定資産除却費	0	0	—	0	
		貸倒償却	0	0	—	0	
		雑費	0	3,654	—	3,654	
		需給調整費	0	0	—	0	
		バイオガス調達費	0	0	—	0	
		需要調査・開拓費	0	0	—	0	
		事業者間精算費	1,214,121	0	—	1,214,121	
		計	1,511,130	25,752	—	1,536,882	
		減価償却費	977,790	93	—	977,883	
		営業外費用		—	—	0	0
		法人税・地方法人税・住民税 (法人税割に限る。)		—	—	133,907	133,907
		事業報酬		—	—	325,516	325,516
小 計 (A)		2,510,494	45,015	459,423	3,014,932		
控除項目	営業雑益	—	—	0	0		
	雑収入	—	—	0	0		
	事業者間精算収益	—	—	3,014,932	3,014,932		
	計 (B)	—	—	3,014,932	3,014,932		
合計 (原価等) (C) = (A) - (B)		—	—	—	0		

様式第 1 6 第 2 表

機 能 別 原 価 整 理 表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		0
供給需要原価	高圧導管原価	0
	中圧導管原価	0
	中圧 A 導管原価	0
	中圧 B 導管原価	0
	低圧導管原価	0
	計	0
需要家原価	供給管原価	0
	メーター原価	0
	検針原価	0
	内管保安原価	0
	計	0
託送供給特定原価		0
合 計 (原価等)		0

原 価 等 の 項 目 別 の 機 能 別 原 価 へ の 配 分 率 表

(単位：％)

		供 給 販 売 費			一 般 管 理 費			そ の 他 項 目					
		労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・地方 法人税・住民 税	控除項目		
											営業雑益	雑収入	事業者間精 算収益
ホルダー原価		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
供給 需要 原価	高圧導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
	中圧導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中圧A導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中圧B導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	低圧導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
需要 家 原価	供給管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	メーター原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	検針原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	内管保安原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
託送供給特定原価		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計（原価等）		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00

様式第 17 第 1 表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m ³ N)	平均単価 (a / b) (円 / m ³ N)	想定料金収入 (千円)
0	0	0	0

事業者間精算料金表の設定等に関する提出書

令 1 ガ 第 6 号
令和 2 年 1 月 2 9 日

関東経済産業局長
角野 然生 殿

神奈川県川崎市川崎区東扇島 3 番地
扇島都市ガス供給株式会社
代表取締役社長 小関

ガス事業託送供給約款料金算定規則第 3 0 条および別表第 5 第 3 表の規定により下記のとおり提出いたします。

事業者間 精算料金表	流量基本料金	1 m ³ Nにつき	238.33円
	従量料金	1 m ³ Nにつき	0.08円
	当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法		別紙のとおり
想定連結託送供給ガス量			3,867,000 千m ³ N
適用開始日			令和2年4月1日

<別紙>

事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法

(1) 事業者間精算料金表

流量基本料金	1 m ³ Nにつき	238.33円
従量料金	1 m ³ Nにつき	0.08円

(2) 料金表の算定根拠又は金額決定の方法

事業者間精算料金表は、ガス事業託送供給約款料金算定規則第30条および別表第5第3表の規定に基づき、下記の値を用いて、流量基本料金及び従量料金を組み合わせて設定いたしました。

原価算定期間	3年間 (令和2年4月～5年3月)
連結託送供給に係る費用	3,014,932千円
想定連結託送供給ガス量	3,867,000千m ³ N
ピーク時需要量	315,300m ³ N/時

以 上